洞爺湖町財政健全化計画（案）について

旧虻田町と旧洞爺村は、厳しい財政状況の下、財政基盤の強化を図ることを主眼に、平成18年３月27日、合併しました。合併後、持続可能な財政運営に資することを目的に、事務事業の見直し、職員の不補充、職員給与の削減など経常経費の削減などを行って参りました。

しかしながら、毎年の公債費等(借金の返済)の償還が多額であることから、実質公債費比率が高率で推移しており、平成19年6月に成立し、今年度本格施行となる地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率のうちこの比率で早期健全化団体(自主的に財政の健全化をはかる)となります。

また、洞爺湖町は、当該年度の収入で支出を賄えてはおらず、家庭に置き換えれば、貯金である基金で収入を補てんしております。この歳入不足は、合併以前から旧虻田町、旧洞爺村共に抱えており、持続可能な財政運営を図る上では、この解消が不可欠であります。もし、この改善が図られなければ、貯金である基金がなくなってしまい、累積赤字が早期健全化団体の基準を超える可能性も十分に考えられます。

今年度、策定する財政健全化計画には、早期健全化基準を超えた実質公債費比率の改善策はもとより、収支の均衡を図る改善策も同様に盛り込まなければなりません。したがって、町税等の歳入確保に努め、合併効果を活用し、歳入規模に見合った歳出の確立と新たな行政需要に柔軟に対応できる財政構造に転換する必要があります。

つきましては、健全化法に基づく財政健全化計画の基礎となる「洞爺湖町財政健全化計画（案）」を以下のとおり策定しました。町民の皆様にも一定のご協力をいただかなければならない状況にありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年８月

洞爺湖町長　長　崎　良　夫

洞爺湖町財政健全化計画（案）の必要性

1、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行

実質公債費比率は、その年度の歳出の中で、過去に行った借金の返済に充てられた額がどの程度の大きさなのかを見る指標であり、当町は、平成18年度に公債費負担適正化計画を策定し実行しておりますが、依然高率で推移しております。

この法律により、早期健全化団体となった場合には、当該年度中に健全化法に基づく財政健全化計画の策定が義務付けられており、この比率を早期健全化基準の25％以下を下回る水準に引き下げる計画としなければなりません。

【実質公債費比率の推移】　（単位：％）

区　分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
単年度実質公債費比率	25.1	26.6	23.7	21.5	18.8	17.2	15.6
実質公債費比率（３ヵ年平均）	30.4	28.7	27.4	25.1	23.9	21.3	19.1

※実質公債費比率の年度については、算定年度であります。
※この数値は財政健全化対策後も変わりません。

2、これまでの洞爺湖町行財政改革実施計画における主な取組みによる効果額

【実施計画の効果額】　（単位：百万円）

区　分	改革内容	年度別効果額 H19	H20	H21	総効果額
効率的な組織・機構の編成	審議会等の報酬額の改定、定数の見直し	4	4	4	12
定数管理・給与の適正化及び人材育成	特別職、一般職の給与の独自削減	156	144	126	426
	退職者の不補充	27	19	23	69
	勧奨退職制度の積極的活用	5	28	68	101
健全な財政運営	集中管理による公共施設保守管理費の縮減	6	6	6	18
	内部管理経費の削減 ・事務機器、消費品の削減 ・事務用品の自前購入の徹底 ・公用車の削減	7	9	9	25
効率的な事務事業の推進(事務事業の見直し)	事務事業評価制度の実施 H19…27事業　H20…57事業		31	61	92
合　計		205	241	297	743

事務事業の見直しの主なもの

（1）補助金等の見直し

▼コンポスト補助等の廃止▼長寿祝い金事業の縮小▼高齢者事業団運営事業の縮小▼洞爺湖温泉観光協会支援事業の縮小▼洞爺まちづくり観光協会補助事業の縮小▼古紙回収事業者交付金事業の縮小▼資源ごみ集団回収助成事業の縮小▼加工流通施設等運営費の削減▼その他団体・事